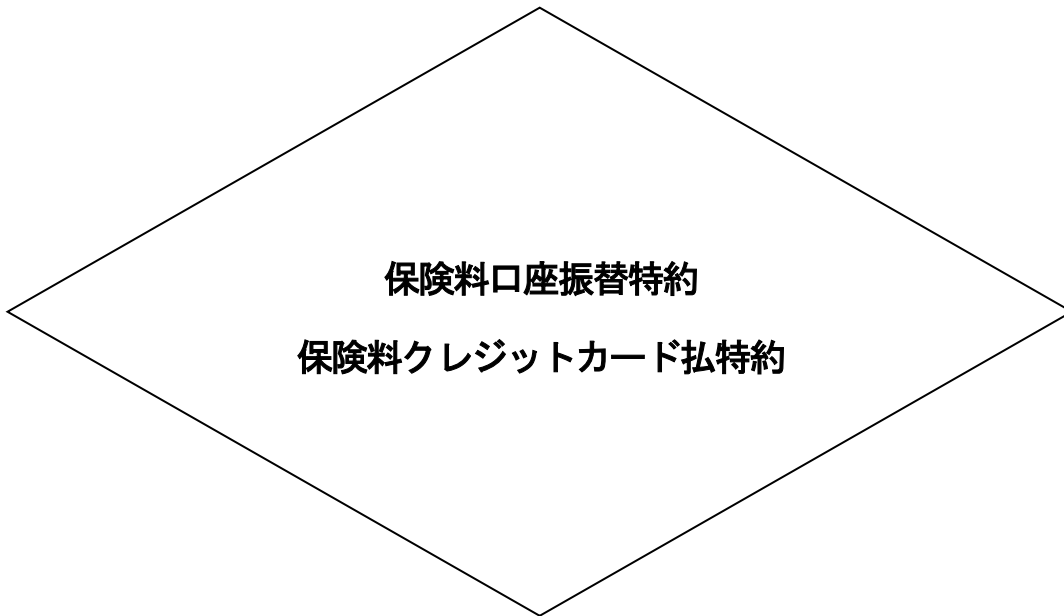


# 特約中途付加 約款



2026年4月作成

---

大樹生命保険株式会社

## (M - VA用)

# 保険料口座振替特約

### 第1条 (特約の適用)

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の条件を満たしてください。
  - (1) 会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に、契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）があること
  - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 前項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

### 第2条 (第2回以後の保険料の払込)

- ① 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 前項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は領収証を発行しません。

### 第3条 (保険料の口座振替ができない場合の取扱)

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときは、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険料月払契約の場合
    - (ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
    - (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
  - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合  
払込期月の翌月中の振替日に相当する日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。
- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときは、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

### 第4条 (諸変更)

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知

します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

#### **第5条（特約の消滅）**

次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 保険料の払込方法（経路）を団体扱払込に変更したとき
- (4) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

#### **第6条（主約約が定額個人年金保険に変更された場合の取扱）**

主約約の規定により、変額個人年金保険が定額の個人年金保険に変更される場合には、主約約の規定に準じ、この特約も同時に個人年金保険に付加する保険料口座振替特約に変更されるものとなります。

#### **第7条（主約約の適用）**

この特約に別段の定めがない場合には、主約約の規定を適用します。

(2004年4月改定)

## (M - VA以外の商品用)

### 保険料口座振替特約

#### 第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

#### 第2条 (特約の適用)

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
  - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
  - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

#### 第3条 (契約日の特例 - 保険料月払契約の場合)

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

#### 第4条 (保険料の払込)

- ① 契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

## 第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

## 第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

## 第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

## 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
  - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

#### **第9条（主約款の適用）**

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

#### **第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）**

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、口座振替による保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第4条（保険料の払込）および第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

(2020年10月改定)

次に掲げる保険種類にこの特約を付加される場合は、第11条として特則が適用されます。次頁以降をご確認ください。

<収入保障保険>

- ・無配当収入保障保険（無解約返戻金型）

<医療保険>

- ・医療保険
- ・医療保障保険（個人型）
- ・無配当新医療保険
- ・無配当新医療保険2007
- ・無配当新医療保険2011
- ・無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）

<年金保険>

- ・無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）

<変額保険>

- ・変額保険（終身型）

<養老保険>

- ・無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険

<定期保険>

- ・定期保険
- ・5年ごと利差配当付定期保険
- ・無配当定期保険
- ・5年ごと利差配当付介護保障定期保険
- ・特定疾病保障定期保険

<終身保険>

- ・無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）
- ・無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）

<その他>

- ・3年ごと利差配当付利率変動型積立保険
- ・3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険
- ・無配当保障セレクト保険

## <収入保障保険>

○無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）

この特約が無配当収入保障保険（無解約返戻金型）に付加する場合には、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）第②項中、「保険金または給付金」を「収入保障年金」に読み替えます。

## <医療保険>

○医療保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（医療保険の場合の特則）

この特約が医療保険契約に適用されるときは、医療保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も医療保険契約とともに更新されます。

○医療保障保険（個人型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（医療保障保険（個人型）の場合の特則）

- ① 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、医療保障保険（個人型）契約には、口座振替保険料率を適用しません。
- ② この特約が医療保障保険（個人型）契約に適用されるときは、医療保障保険（個人型）契約の更新の際、保険契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も医療保障保険（個人型）契約とともに更新されます。

○無配当新医療保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（無配当新医療保険の場合の特則）

この特約が無配当新医療保険（有期型）契約に適用されるときは、無配当新医療保険（有期型）契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当新医療保険（有期型）契約とともに更新されます。

○無配当新医療保険2007に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（無配当新医療保険2007の場合の特則）

この特約が無配当新医療保険2007（有期型）契約に適用されるときは、無配当新医療保険2007（有期型）契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当新医療保険2007（有期型）契約とともに更新されます。

○無配当新医療保険2011に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（無配当新医療保険2011の場合の特則）**

この特約が無配当新医療保険2011（有期型）契約に適用されるときは、無配当新医療保険2011（有期型）契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当新医療保険2011（有期型）契約とともに更新されます。

○無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（無配当新医療保険2014（無解約返戻金型）に付加する場合の特則）**

この特約が無配当新医療保険2014（無解約返戻金型・有期型）契約に適用されるときは、無配当新医療保険2014（無解約返戻金型・有期型）契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当新医療保険2014（無解約返戻金型・有期型）契約とともに更新されます。

## <年金保険>

○無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）**

この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- (2) 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、主たる保険契約の保険料の払込が停止された場合は、この特約は消滅します。
- (3) 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

## <変額保険>

○変額保険（終身型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（変額保険（終身型）に付加する場合の特則）**

- ① この特約を変額保険（終身型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- ② 主約款の規定により、変額保険（終身型）が保険金額を定額とする終身保険に変更される場合には、主約款の規定に準じ、この特約も同時に終身保険に付加する保険料口座振替特約に変更されるものとします。

## ＜養老保険＞

○無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当予定利率毎月更改型外貨建特殊養老保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 保険料円払込特約（払込金額指定型）を付加した保険契約の保険料の払込は、円建払込金額で取り扱うものとします。
- (2) 契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- (3) 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

## ＜定期保険＞

○定期保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（定期保険の場合の特則）

この特約が定期保険契約に適用されるときは、定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も定期保険契約とともに更新されます。

○5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（5年ごと利差配当付定期保険の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付定期保険契約に適用されるときは、5年ごと利差配当付定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も5年ごと利差配当付定期保険契約とともに更新されます。

○無配当定期保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、無配当定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当定期保険契約とともに更新されます。

○5年ごと利差配当付介護保障定期保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

### 第11条（5年ごと利差配当付介護保障定期保険に付加する場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付介護保障定期保険契約に適用されるときは、5年ごと利差配当付介護保障定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も5年ごと利差配当付介護保障定期保険契約とともに更新されます。

○特定疾病保障定期保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

#### 第11条（特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険契約に適用されるときは、特定疾病保障定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も特定疾病保障定期保険契約とともに更新されます。

### <終身保険>

○無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

#### 第11条（無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。

○無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

#### 第11条（無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。

### <その他>

○3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

#### 第11条（3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を3年ごと利差配当付利率変動型積立保険に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- ② 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、主たる保険契約の保険料のみが払い込まれている場合で主たる保険契約の保険料の払込が停止されたとき、または払込保険料の払込が停止された場合には、この特約は消滅します。
- ③ 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

○3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険に付加する場合の特則）**

- ① この特約を3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例—保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- ② 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、主たる保険契約の保険料のみが払い込まれている場合で主たる保険契約の保険料の払込が停止されたとき、または払込保険料の払込が停止された場合には、この特約は消滅します。
- ③ 第8条（口座振替保険料率の適用—保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

○無配当保障セレクト保険に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

**第11条（無配当保障セレクト保険に付加する場合の特則）**

- ① 第1条（用語の意義）第(1)号の規定中、「主たる保険契約の普通保険約款」を「無配当保障セレクト保険普通保険約款」と読み替えて適用します。
- ② この特約を無配当保障セレクト保険に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- ③ 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、積立保険特約016の保険料のみが払い込まれている場合で積立保険特約016の保険料の払込が停止されたとき、または払込保険料の払込が停止された場合には、この特約は消滅します。
- ④ 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、積立保険特約016には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。
- ⑤ 第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）までの規定中、「保険料」を「払込保険料」に、「保険料相当額」を「払込保険料相当額」に、「未払込保険料」を「未払込の払込保険料」にそれぞれ読み替えて適用します。
- ⑥ 無配当医療保障保険（団体型）普通保険約款、無配当医療保障保険（団体型）用家族特約（配偶者用）の特約条項または無配当医療保障保険（団体型）用家族特約（子ども用）の特約条項の規定により、無配当保障セレクト保険契約（以下「加入後契約」といいます。）への加入が行われた場合で、総合医療サポート特約023 第18条（無配当医療保障保険（団体型）からの加入に関する特則）第(1)号の規定により加入後契約の契約日と責任開始の日が同日となり、かつ、第1回払込保険料および第2回払込保険料について払込月中に口座振替ができなかったときには、第5条（払込保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定にかかわらず、契約者は、それぞれの未払込の払込保険料を猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

## (大樹セレクト (2026年5月1日以降始期契約)、ネクストウェブ用)

### 保険料クレジットカード払特約

#### 第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。

#### 第2条 (特約の適用)

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から、主約款に定める保険料の払込方法(経路)に代えて、保険料を会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 第①項のクレジットカードは、契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用します。
- ③ 会社は、この特約の適用にあたって、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性および利用限度額等の確認」といいます。)を行うものとします。
- ④ 会社は、契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

#### 第3条 (契約日の特例)

- ① 契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

#### 第4条 (保険料の払込)

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、その保険料について、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行ったうえで、会社の定めた日(以下「指定日」といいます。)に、払込があったものとします。
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合でも、契約者は、会社に対しその決済順序を指定できません。
- ③ 契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- ④ 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行った後でも、次の各号の条件をすべて満たす場合には、その払込期月中の保険料については第①項の規定は適用しません。

- (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
- (2) 契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと
- ⑤ 第④項の場合、会社は、契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑥ この特約によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

#### 第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合で、その保険料について会社がクレジットカードの利用限度額内であることの確認を得られなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料についてクレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、翌月の指定日に、2か月分の保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。 (イ) クレジットカードの利用限度額が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料のクレジットカードによる払込を行います。この場合、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月に、再度クレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、払込期月の翌月中の指定日に応ずる日に、保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。

- ② 猶予期間中の未払込保険料のクレジットカードによる払込ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日まで、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

#### 第6条（諸変更）

- ① 契約者は、クレジットカードを、同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社に申し出てください。
- ② 契約者が保険料のクレジットカードによる払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者はクレジットカードを、他のクレジットカードに変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

#### 第7条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかの事由に該当したときには、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 保険料の前納が行われたとき
  - (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
  - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
  - (5) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。ただし、第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）第②項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。
  - (6) 会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったとき
  - (7) カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止したとき

- ② 第①項第(5)号から第(7)号までの場合、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合、契約者は、その保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。また、契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

#### 第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）

会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。

#### 第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

#### 第10条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

(2026年4月改定)

○無配当保障セレクト保険に付加する場合には、第10条（特約の更新）の次に、次の1条を加えて適用します。

#### 第11条（無配当保障セレクト保険に付加する場合の特則）

- ① 第1条（用語の意義）第1号の規定中、「主たる保険契約の普通保険約款」を「無配当保障セレクト保険普通保険約款」に読み替えて適用します。
- ② この特約を無配当保障セレクト保険に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- ③ 第7条（特約の消滅）に規定するところのほか、積立保険特約016の保険料のみが払い込まれている場合で積立保険特約016の保険料の払込が停止されたとき、または払込保険料の払込が停止された場合には、この特約は消滅します。
- ④ 第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、積立保険特約016には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。
- ⑤ 第7条（特約の消滅）までの規定中、「保険料」を「払込保険料」に、「保険料相当額」を「払込保険料相当額」に、「未払込保険料」を「未払込の払込保険料」にそれぞれ読み替えて適用します。